

令和2年8月4日

福島市議会議長 梅津政則 様

議会改革検討会 座長 尾形 武

議会基本条例施行状況の適切な評価項目の設定と評価方法について

(最終答申)

当検討会では、令和元年12月17日付けで議長より諮問された議会基本条例施行状況の適切な評価項目の設定と評価方法について、令和2年3月26日付けで一部答申した残余の部分について、結果を取りまとめましたので、下記及び別紙のとおり答申いたします。

記

- 1 評価の方法は、各会派による会派評価、会派評価に基づく議会改革検討会での協議による総合評価により行うものとする。
- 2 会派評価及び総合評価は、A評価「このまま推進」、B評価「改善や新しい取組を検討」、C評価「原因分析と制度の見直しを検討」による基準により評価を行うものとする。

## 1 議会基本条例等の検証の進め方

(1)福島市議会基本条例(以下「基本条例」)第34条に関する検討事項は次のとおりとする。

- ①基本条例の目的達成のための取組方針について
- ②基本条例改正等及び関連規則要綱等の見直しの必要性について

(2)(1)の事項を検討するために、議会基本条例の施行状況について議長より諮問を受け、評価を行い、今後の取組方針、見直しの必要性を検討、検証する。

## 2 議会基本条例施行状況を評価する項目(※令和2年3月26日一部答申済)

施行状況を評価する項目は、基本条例の基本方針の三本柱である次の項目及びその他の項目とする。

### (1)市民に開かれた議会

- ①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営(第8条関係)
- ②市民に分かりやすい委員会での議論(第11条関係)
- ③政務活動費に係る収支報告書等の公開(第14条関係)
- ④本会議、委員会及び協議の場の公開(第15条関係)
- ⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任(第16条関係)
  - a 議会報告会の開催(第16条第2項関係)
  - b 市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知(第16条第3項関係)
  - c 議案、委員会資料の公開(第16条第5項関係)
  - d 議案、請願及び陳情への賛否の公表(第16条第6項関係)
- ⑥市民参加の推進(第17条関係)
  - a 市民との意見交換及び意見聴取の場の実施(第17条第2項関係)
  - b 公聴会制度、参考人制度の積極的活用(第17条第3項関係)

### (2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

- ①本会議、委員会での議員間の自由討議(第22条関係)
- ②政策討論会の開催(第23条関係)

### (3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会(第24条関係)

- ①議員、委員会の積極的な政策立案(第24条第1項関係)
- ②市長等に対する政策提言(第24条第1項関係)

### (4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

### 3 評価の方法

#### (1) 評価の手順

##### ① 取組状況・取組内容の確認

議会改革検討会において、議会基本条例の施行状況を評価する項目ごとに取組状況・取組内容について説明、質疑、意見交換のうえ施行状況の実績を確認する。

##### ② 会派評価の実施

項目ごとに、取組状況・取組内容と評価基準に基づき、各会派で評価を行い、評価理由や改善のための協議を行った結果を会派評価として集約する。

##### ③ 総合評価の決定

会派評価に基づき議会改革検討会での協議により総合評価を行い、今後の取組方針、基本条例改正等及び関連規則要綱等の見直しの必要性を決定する。

#### (2) 評価の基準

会派評価及び総合評価は3段階により評価を行い、その基準は次のとおりとする。

A評価:このまま推進

B評価:改善や新しい取組を検討

C評価:原因分析と制度の見直しを検討

※評価外:評価を要しない場合

### 4 施行状況を評価する期間(※令和2年3月26日一部答申済)

8月1日～翌年7月31日

(福島市議会の会期及び議員の任期に合わせた期間／9月諮問、11月答申)

※答申後の初回は、令和元年4月1日～令和2年7月31日までを検証する

### 5 答申の方法

基本条例の施行状況を評価し、その結果を踏まえ、取り組み状況の改善の必要性や必要に応じて基本条例の改正等の検証をし、答申を取りまとめ、11月を目途に答申書の提出を行う。

### 6 改選時の評価の実施

通常は9月諮問後に評価を行うが、市議会議員改選年には、諮問前となる改選前にも会派評価を行うこととする。

(1) 評価対象期間:8月～翌年7月

(2) 評価対象:全項目

(3) 評価範囲

① 改選前:各会派で作成した会派評価書を議会改革検討会で集約し、総合評価は行わない。

② 改選後:新しい議会改革検討会において、会派評価書を参考に総合評価を行う。

(4) 申し送り方法

① 議会改革検討会で集約した会派評価書を議長へ提出。

② 改選後の新しい議会改革検討会へ議長が諮問する際に参考として添付。